

現場説明書（令和6年度版）

委託名 山鹿市学校給食共同調理場厨房設計に関わる技術的支援業務委託

1. 委託場所 公募型プロポーザル実施要領に記載
2. 履行期間 契約の翌日～令和8年 3月19日
3. 説明事項 設計を下記の手順で進めていくので、進捗管理や意見交換会、説明会等に出席し、技術的支援を行うこと

- a 重要事項等説明については、契約の3日前までに行うこと。
- b 市に様式があるものについては、その様式で関係書類を提出すること。（別紙参照）
- c 契約書には課税（免税）事業者届出書及び契約保証金納付書等を添付すること。
- d 委託業務の一部について、他の業者と下請契約の締結をする際は、下請報告書を提出すること。この場合、下請け業者との契約書のコピーも提出すること。
- e 設計に当たっては、現地を十分調査の上監督員と綿密な打合わせを重ね意匠、機能、構造等の確認を得ること。業務工程表に、いつまでにどの程度の資料が出来上がるのかを記載し、監督員に承認を得ること。
- f 工事实施に当たり各部の納まり及び設計内容上の疑義が生じた場合、その問い合わせに対し設計受託者は十分なる回答指導を行うものとし、担当者を現地に派遣立合い指導すること。
- g **基本設計完了時には、協議会にて設計内容の説明を行うこと。（令和7年6月）**
- h 基本設計図の内容は、別紙のとおりとします。
- i 成果品の図面の複写図及びCD-ROMは下記のとおり提出してください。

陽画複写図

実施設計 A4版製本2部、A3二つ折り

CD-ROM

実施設計の図面	JW-WIN ファイルバージョン 7.3.0.0 及びPDF
打合せ記録簿等	PDF
積算資料	EXCEL
見積比較表	EXCEL（市指定の様式）
代価表	EXCEL（市指定の様式）
内訳書	EXCEL（市指定の様式）

- j 設計時の進め方
基本設計時 原則として月に1度は、打合せ会議（進捗管理）を行います。
協議会に対して説明及び意見交換会を行います。（令和7年3月）
関係者（栄養教諭、調理職員）と意見交換会を行います。（3回程度）
その他、監督員が必要と認めるときに会議の出席や、打合せを行います。
実施設計時 図面提出時、積算前、確認申請による指摘があった場合等に随時打合せを行います。

打合せ会議（進捗管理）

- ・前回議事録の確認
- ・進捗状況の説明（業務工程表を参考）
- ・作成資料の説明（基本設計の内容についてに記載してある事項を随時説明していくこと）
- ・設計を進める上で、山鹿市が解決すべき問題の依頼
- ・市の意向、要望確認

基本的に下記の書類は打合せ会議時に提出すること。

※契約したものは約款第2条を遵守すること。（守られていない事例が多いので注意すること）

打合せ記録簿

- ・監督員が立ち会った会議等の記録
- ・設計者が行政等と打合せした時の記録（必ず議事録を作成し、相手方に確認印をもらうこと）
- ・誰が発言したか分かるようにすること。

指示書

- ・市が指示する事項

協議書

- ・指示事項について、対応が難しい場合に協議書を提出し、新たな考え方を示すこと。

要望書

- ・市が要望する事項
- ・要望について、請負者で検討し回答すること。

報告書

- ・監督員が立ち会わない打合せ等の記録（建築主事、消防、水道、下水道、道路管理者等）

依頼書

- ・基本設計業務を進めていく上で、市が整理すべき事項、解決すべき事項等

k 管理技術者の責務

建築（意匠）、構造、電気、機械の担当者と綿密な打合せを行い、総括的に業務を把握し、的確な指示を行うこと。

下記業務が行えていないと市が判断した場合は、担当者の変更を指示します。

また、度重なる不備があった場合は約款第22条の規定に基づき業務中止を行う場合があります。

- ・委託業務全般的な内容を把握すること。
- ・業務進捗状況の把握及び工程管理を行うこと。業務工程表から1週間以上の遅れが生じた場合は、原因を把握し、至急是正報告書（任意）を提出すること。
- ・建築意匠図と設備図の不整合がないよう必ずすべての図面を確認すること。
- ・数量調書と設計書の不整合がないよう必ずすべての確認、調整を行うこと。
- ・基本的に見積書は三社以上から取っているか確認すること。3社未満の場合は理由書を提出すること。
- ・機器等の選定に当っては、特注品（汎用品でないもの）を採用していないか確認すること。
- ・金額が予定工事費以内であるか確認すること。ただし、不適切な歩引き、諸経費の低減は行わないこと。

1 基本設計時の確認事項

- ・以下の工事については、3案程度の工法を耐用年数、金額、維持管理等について比較検討し、市が決定した工法で実施設計を行うこと。
○屋根材 ○外壁材 ○内装材（床、壁、天井）
- ・以下の設備については、事前にどのような仕様を採用する予定であるか、市に確認し了解を得た仕様で実施設計を行うこと。
○照明設備 ○衛生器具 ○空調機器
- ・以下の場所については、アスベストの検体調査（5検体）を行うこと。（今回対象外）
○外壁 ○トイレ壁 ○トイレ床 ○屋根材 ○その他工事費に影響のある場所
- ・予算の範囲内かつ用途に応じて内装木質化に努めること。

- m 実施設計時の確認事項
- ・内訳書と数量調書の不整合を確認すること。
 - ・積算資料の優先順位は、1 積算実務マニュアル、2 建築コスト情報、3 建築施工単価とする。これらの資料がない場合は購入すること。
 - ・上記にのっていない項目のみ見積を徴収すること。
 - ・電気機械については、内訳書の作成方法等について適宜指導すること。

n 設計図書の事前確認

設計図書の仮納品後、山鹿市で1ヶ月の事前検収を行う。

以下の場合には仮納品を差し戻すので、1週間以内には是正を行い再提出すること。

これに伴う工期延長についての変更増額等は認めない。

見積金額について著しく高い場合は、一般積算資料を参考に見積業者に確認をとること。

- ・金額が予定工事費を超える場合
- ・設計図書の不整合が著しい場合
- ・内訳書と数量調書の不整合が著しい場合
- ・数量調書の計算方法が不適切であると判断した場合
- ・設計書に記載してある工事が内訳書に計上していない場合
- ・事前検収時に担当者の理解が不足していると判断した場合